

建物附属設備における家屋と償却資産の区分

税務会計上において**建物附属設備を建物本体に含めて一括で減価償却を**していても、地方税法上で**家屋の評価に含まれない建物附属設備は、償却資産として申告が必要です。**

また、家屋の賃借人（テナント）等が施工した内装、造作、建築設備は、「家屋として取り扱うもの」であっても、賃借人等の償却資産としての申告が必要です。（地方税法第343条第9項、茅ヶ崎市市税条例第33条第3項）

■家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、□ 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事一式		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○				◎
		上記以外の設備	○				◎
監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他	広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、駐車場設備、駐輪設備、メールボックス、簡易間仕切（衝立）、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

※平成27年1月1日以降に取得した集合玄関機等は、家屋と集合玄関等の所有者が同じ場合、家屋の対象となります。